

「国家戦略特区」に関する提案募集要項

内閣官房 地域活性化統合事務局

1. 趣旨

(1) 「国家戦略特区」について

「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」(H25.6.14閣議決定)において、「国家戦略特区」の創設が位置づけられました。

この国家戦略特区は、地域の発意に基づく従来の特区制度とは異なり、国が主体的にコミットをし、国・地方自治体・民間が三者一体となって、国の経済成長に大きなインパクトを与えるプロジェクトに取り組むものです。このため、国家戦略特区では、地域における取組を踏まえつつ、国家戦略の観点から、内閣総理大臣主導の下、大胆な規制改革等を実行するための強力な体制を構築して取り組むこととしています。

(2) 今回の提案募集の趣旨

国家戦略特区は、日本経済の再生に向けた第三の矢である日本再興戦略の要として、従来の取組の単なる延長線にある焼き直しや寄せ集めでなく、国家戦略としてふさわしいプロジェクトを推進することにより、「民間投資の喚起により日本経済を停滞から再生へ」導くことを目的としています。

この目的を達成するために、国家戦略特区を突破口として、大胆な規制改革等を実行することとし、これにより望まれる成果として、「世界に打って出る＝イノベーションによる国際競争力の向上」、「世界を取り込む＝資本・人材の呼び込み」等の実現を通して、日本を「世界で一番ビジネスのしやすい環境」とすることを期待しています。

こうした中で、民間有識者による「国家戦略特区ワーキンググループ(WG)」においては、7月中に有識者等から集中ヒアリングを行い、多くの規制改革事項について提案を頂いたところですが、今回の提案募集は、上記の目的の実現に大きく貢献するプロジェクトを組成するための具体的な提案(アイデア)を募集するものです。

提案は順次受け付け、WGにおいて、選定したものについて適宜ヒアリングを行い、上記の有識者等からの提案とともに、国家戦略特区の目的に沿ってその内容を検討いたします。その検討結果を踏まえ、国家戦略特区において実施するプロジェクトが組成され、当該プロジェクトが内閣総理大臣を長として設置される予定の「国家戦略特区諮問会議」において決定される予定です。

その際、従来の特区と異なり、プロジェクトに着目した「バーチャル特区」という概念も導入することとしています。これは、プロジェクトに応じ、地域だけでなく分野や体制を対象とすることもできることとするものです。

国家戦略特区は、上記のように、内閣総理大臣主導の下、国を挙げて取り組むべき事業であり、日本の本気を示せるようなものとしたいと考えています。

2. 提案の主体

広く現場から衆知を集める観点から、国家戦略特区に係る提案については、提案対象となるプロジェクトの実施に当たる民間事業者又は地方公共団体から募集します。なお、単独での提案だけでなく、複数の主体による共同での提案や、また、海外からの提案も歓迎します。

3. 提案募集の内容

(1) 募集内容

次のすべての要件を満たすプロジェクトの提案について募集します。要件を満たす提案であれば、都市型のプロジェクトに限るものではなく、地域の特性を活かした活性化のプロジェクトも対象となります。なお、単に財政上の支援を求める内容の提案は不可とします。

- ① 民間投資の喚起により日本経済の再生に資するものであること。
- ② 規制改革の提案を含むものであること。
- ③ 提案対象となるプロジェクトの実施に当たる民間事業者又は地方公共団体からの提案であること（民間事業者と地方公共団体との共同提案も可能とします。）。

(2) 提案書の記載内容

提案書には必ず次の内容を記載してください。なお、提案書が大部にわたる場合には、概要をお付けください。

- ① 提案のニーズや背景
- ② 具体的なプロジェクトの内容
- ③ ②の想定される実施主体
 - ・ 実施主体については、②のプロジェクトのすべてを自ら実施するものである必要はなく、自らの取組と併せて実施されることで相乗効果が見込まれるような他の主体による取組を含むものであっても良いこととします。
- ④ ②の実施のために必要な規制改革等事項
 - ・ ②のプロジェクトを実施する上で、現行の規制が具体的にどのように障害となっているのか、記述してください。
 - ・ 提案される規制改革事項の内容としては、特定の規制の廃止だけではなく、規制内容の具体的な変更や、新しい規制・制度の提案などを含みますが、できるだけ具体的な内容の提案としてください。
 - ・ 規制改革を行う場合には何らかの弊害等が存在すると考えられますが、当該弊害等に対する予防措置（代替措置、低減策）も、検討可能な範囲で併せて提案ください。なお、これらは提案内容を検討する際の参考とするものであり、5.（2）によるWGのヒアリング対象となった場合には、詳しい資料の提出を求める場合があります。
 - ・ 上記の規制改革事項の提案のほか、税制の特例措置等の提案も受け付けます。税制の特例措置を講ずる場合には、その特例措置により経済活動が活性化され、結果的に税の増収が見込める提案であることが必要であることから、ペイアズユーゴー原則でお願いします。

⑤ ②の実施による日本経済再生に向けた効果

- ・ ②のプロジェクトの実施により、どのように日本経済再生に向けた効果が発現すると考えられるか具体的に記入してください。

特に、日本再興戦略に記載されているKPI（Key Performance Indicator＝成果目標）に関し、②のプロジェクトが、(i)どのKPIに資するか、(ii)定量的にどの程度達成に貢献できるか、について可能な範囲で記入してください。

なお、5.(2)によるWGのヒアリング対象となった場合には、詳しい資料の提出を求める場合があります。

(3) 提案に係る留意事項

提出された提案については、提案主体から非公開の希望がない限り、当事務局において公表させていただきます。

ただし、提案主体が非公開を希望する場合、提出資料又は5.(2)によるヒアリングの全部又は一部を非公開とすることも可能です。

4. 説明会の開催

地域活性化（国家戦略特区）担当大臣及びWG委員から、国家戦略特区及び本提案募集の目的・趣旨等について広く関心のある地方公共団体及び民間事業者に対し説明する機会を、以下のとおり設けます。

「国家戦略特区」提案募集説明会

日時：平成25年8月23日（金）14：00～15：00

場所：都市センターホテル 5階「オリオン」

（〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1）

5. 検討プロセス

(1) 当事務局職員による問合せ等

受け付けた提案については、必要に応じ、提案内容やプロジェクトの詳細等について、当事務局職員により、電話又はメールによる問合せやヒアリングを行う場合があります。

(2) 「国家戦略特区ワーキンググループ（WG）」によるヒアリング

提案は順次受け付け、WGにおいて選定したものについて、WG委員によるヒアリングを実施いたします。

詳細については、ヒアリング対象となるプロジェクトの提案者に対して追って連絡いたします。

(3) ヒアリング対象となった提案に対する意見募集

(2)のヒアリングの対象となった提案については、3.(3)に基づき公表し、反対意見

も含め広く一般から意見を募集することとします。

(4) 検討の視点

提案されたプロジェクトについては、WGにおいて、以下の視点から検討を行います。

- ① 経済成長の起爆剤となり得るものであること
 - ・ プロジェクト自体の経済効果が大きい、又は、将来的な波及効果が大きいと考えられるものであること
- ② 異次元の取組（先駆的、先進的な取組）であること
- ③ 有効な国の規制改革に関する提案を含むものであること。
- ④ プロジェクトとして提案されている取組について、実行可能性があること。
- ⑤ 日本再興戦略において設定されている各KPIの目標年次を踏まえ、概ね5年以内にはプロジェクトが効果を発現すると見込まれるものであること。

(5) 検討に関する留意事項

本募集は、国家戦略特区において実施すべきプロジェクトに関する新たなアイデアを募集し、それについて検討を行うものであり、この検討結果は、そのまま特区の指定に直結するものではありません。

また、検討結果を踏まえて、国家戦略特区において実施するプロジェクトを組成するに当たっては、提案内容の一部のみを採用することや、他の提案内容（の一部）と総合的に組み合わせることなどがあり得ます。

(6) 検討の結果等の公表

受け付けた提案については、WGにおいて検討を行い、その検討結果を踏まえ、平成25年秋を目途に、国家戦略特区諮問会議により、国家戦略特区において実施するプロジェクトが決定される予定です。

これについては下記ホームページ（又は今後設置される予定の国家戦略特区諮問会議のホームページ）で公表します。なお、個々の提案に対する採否等のご連絡は行いませんので、あらかじめご了承ください。

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/index.html)

6. 募集期間、提出先及び提出方法

(1) 募集期間

平成25年8月12日（月）から、提案を順次受け付けます。提案は受け付け次第、適宜審査・評価の対象といたします。第1次の提案募集は、平成25年9月11日（水）（17時）を締切といたします。

（ 受付時間：平日（土・祝日を除く）の10時～12時及び13時～17時
（電子メール、郵送等による配達、持参の方法を問わず共通。） ）

- ※ いったん提出された提案書の修正を行うことも可能です。また、提出された提案書に不備があった場合には補正を求めることがあります。
- ※ 提案内容の詳細等を確認する際に必要となりますので、提案書に連絡先（確実に連絡のとれるもの）を必ず記入して下さい。

(2) 提出先

内閣官房 地域活性化統合事務局内 国家戦略特区提案募集担当

<住所> 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階

<メール> i.kokkatoc@cas.go.jp

(3) 提出方法

提案書は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

(i) 電子メールの場合

提案書<電子データ>一式を添付して提出

※ 提案書及び参考資料の全てのファイルを添付して【 i.kokkatoc@cas.go.jp 】まで送付してください。なお、当方より到着した旨のご連絡はしておりませんので、送付後に念のため、地域活性化統合事務局（TEL 03-5510-2462）に確認のご連絡をいただくと幸いです。

【留意事項】

- イ. 電子メールのタイトル（件名）は、「提案書送付 提案主体名」としてください。
（例：提案書送付 ○○会社）
「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている者又は団体の名称を記入してください。
- ロ. 提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」としてください。
（例：○○会社 □□プロジェクト）
「提案主体名」は、イと同様に記入してください。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で、提案書と併せて送信してください。

(ii) 郵送等による配達又は持参の場合

① 提案書2部 及び ② 電子媒体一式を提出

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「提案書在中」と朱書きしてください。

① 提案書 2部

【留意事項】

- イ. 原稿サイズは、基本的にA4 サイズとし、片面印刷として下さい。
（両面印刷は避けてください。）
- ロ. 全ての書類は、提案書、参考資料の順番に、ダブルクリップで綴じて下さい。
（ホチキスや外れやすいクリップは避けて下さい。）

② 提案書<電子データ>を保存した電子媒体（CD等）一式

【留意事項】

- イ. 電子媒体には、「提案主体名 提案名」とラベルを付してください。
（例：〇〇会社 〇〇プロジェクト）
なお、「提案主体名」について、複数の主体による共同提案の場合は、連絡先として提案様式に記載されている者又は団体の名称を記入してください。
- ロ. 電子媒体に保存する提案書の電子データのファイル名は、「提案主体名 提案名」として下さい。（例：〇〇会社 〇〇プロジェクト）
「提案主体名」は、イと同様に記入してください。
- ハ. 参考資料は、電子データ化した上で電子媒体に保存してください。

（４）その他留意事項

提出いただいた提案書、電子媒体等については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

7. 参考

（１）「国家戦略特区」の今までの検討経緯等

- ・ 国家戦略特区の今までの検討経緯については、国家戦略特区ワーキンググループの下記ホームページをご覧ください。
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/index.html)
- ・ 日本再興戦略については、日本経済再生本部の下記ホームページをご覧ください。
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>)

（２）連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

【地域活性化統合事務局】国家戦略特区担当

（電話：03-5510-2462、メール：i.kokkatoc@cas.go.jp）